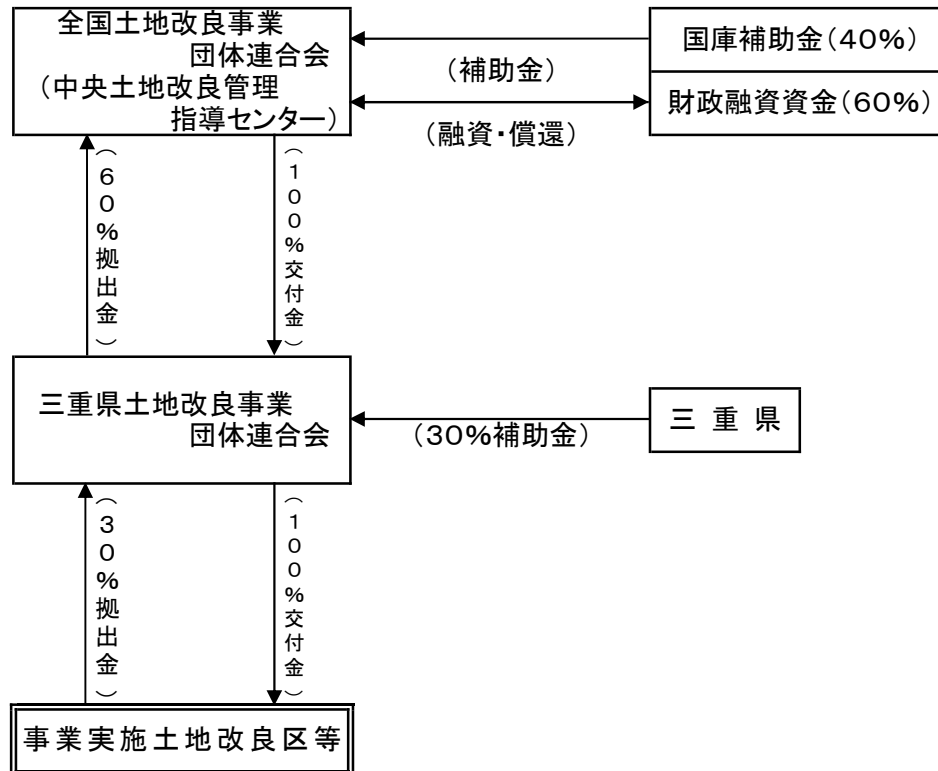


土地改良施設維持管理適正化事業の仕組み

整備補修事業(連携管理保全型)

資金造成



適正化事業の基準等

- 1、事業の目的
土地改良施設の適正な維持管理、機能保持及び耐用年数の確保を図る。(整備補修工事に限る。)
- 2、採択基準
 - (1) 水土里ビジョンにおいて、地域農業の持続性の維持に向けて、関係者の役割分担の下、適正かつ円滑に保全すべき施設として位置づけられていること。
 - (2) 1地区当り事業費が1,000千円以上であること。
- 3、事業主体
土地改良区又は土地改良連合で当県土連の会員である者。
- 4、資金の拠出
 - (1) 拠出金は加入事業費に対して事業費拠出金6%。事務費拠出金0.5%。利子拠出金(加入年度により算出)を5ヶ年継続して拠出するものとする。
 - (2) 資金拠出者は拠出申込後5ヶ年変更なく、毎年別に定める期日までに県土連に拠出しなければならない。